

# 一般社団法人RHEP 難民教育推進協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人RHEP 難民教育推進協会と称し、英文では、RHEP Allianceと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、難民及び難民の背景を持つ者の日本における高等教育へのアクセスを拡充し、難民の教育を受ける権利と難民包摂社会の一層の実現に資するとともに、国際連合、パートナー大学、民間企業及び民間団体が連携することで、より難民に開かれ、国際的な人権・人道原則の尊重とともに発展する社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) UNHCR 難民高等教育プログラム (RHEP) において、難民及び難民の背景を持つ者をパートナー大学へ奨学生として推薦するための選考プロセスの策定および実施
- (2) RHEP 奨学生の学生生活についてのサポート及びカウンセリングの実施
- (3) RHEP 奨学生の卒業後の進路の支援及び指導
- (4) 本プログラム実施におけるパートナー大学との連携
- (5) 新規パートナー大学の開拓
- (6) 教育団体及び教育プログラムとの連携強化
- (7) 前各号の事業及び難民に関する啓発及び広報活動
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

### 第3章 社員

#### (法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規程によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

#### (社員資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとするものは、理事会の定めるところにより、申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### (任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

#### (除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、社員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総社員が同意したとき。

### 第4章 社員総会

#### (構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもつて構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、次の場合には臨時総会を開催しなければならない。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事会が必要と認めたとき
- (3) 代表理事に対し、社員の5分の1以上の議決権を有する会員から、総会の目的及び招集の事由を示して、招集の請求があったとき

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(電子提供措置)

第15条 この法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 社員は、やむを得ない理由のため総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議することができる。

5 前項の書面に記載すべき事項は電磁的方法により提供することができる。

6 前2項の他、社員は総会に出席する社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合には議決権を授与することを証する書面を、総会ごとにこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の利害関係にある者を含む。）の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。
- 5 各理事について、各監事と特別利害関係を有するものであってはならない。5理事のうち1人以上が、当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任前10年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者でなければならない。
- 6 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。また、監事のうち1人以上が、その就任前10年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者でなければならない。

#### （理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### （役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(代表理事の選定及び解職)

第29条 理事会は代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(開催)

第30条 定例理事会は、毎年2回開催する。

2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(株主等としての権利の行使)

第34条 この法人が保有する他の法人に関する株式（出資）について、その株式（出資）にかかる議決権を行使してはならない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(責任の免除又は限定)

第36条 この法人は、役員の一一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第7章 事務局

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の重要な職員は、理事会の承認を得て、代表理事が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

## 第8章 資産及び会計

### (基金)

第38条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会にて別に定めるものとする。

### (事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(活動計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告)
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

により行う。

## 第 1 1 章 情報公開等

(情報公開等)

第 4 8 条 この法人は公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実をはかるとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

### 附則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日  
までとする。

2 この法人の設立時の役員及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事

川松 保夫、明石 純一、小尾 尚子、川村 千鶴子

設立時代表理事

川松 保夫

設立時監事

有園 洋一

3 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員

(1) 東京都練馬区中村北 2 丁目 2 4 番 1 4 号 ハッピーハイツ．ワン 1 0 5  
天沼 耕平

(2) 東京都足立区千住三丁目 4 8 番地 4 ATLAS Kitasenju  
1 2 0 5

川松 保夫

4 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 R H E P 難民教育推進協会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である行政書士岩下文は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和7年10月1日

設立時社員 天沼 耕平

同 川松 保夫

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 岩下 文